

令和6年11月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	3
総務教育常任委員会	4
福祉生活病院常任委員会	7
地域県土警察常任委員会	10

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 6年－45 (R6.10.21)	総 務	公文書発送時の封書封入物に係るチェックの厳格化について	4頁
総 6年－49 (R6.11.20)	教 育	「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択について	6頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 6年－47 (R6.11.20)	福 祉 保 健	マイナ保険証の強制はせず、従来の保険証を残すよう国に求める意見書の提出について	7頁
福 6年－50 (R6.11.25)	福 祉 保 健	安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求める陳情	8頁

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

地 6年－46 (R6.10.21)	地 域	総合事務所の所掌業務とユニバーサルサービスの維持について	10頁
地 6年－48 (R6.11.20)	地 域	選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを国に求める意見書の提出について	11頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-45 (R6.10.21)	総 務	公文書発送時の封書封入物に係るチェックの厳格化について	
▶陳情事項 鳥取県が発送する郵便物について、そのチェックを強化すること。			

▶陳情理由

鳥取県（政策法務課所管）に公文書開示請求をしたところ、その開示決定が郵送されてきた。文書中の電話番号表記のミスは、小さな事なので、あえて指摘・追及するつもりもないが、その決定には、「別紙のとおり」とあるにもかかわらず、「別紙」が入っていなかった。しかも、私は、メールアドレスに送付してほしいという意味で、メールアドレスを記載していたが、なぜか、中部総合事務所での閲覧という扱いにされていた。

さて、職員に聞くと、この入れ忘れた「別紙」は、あらためて郵送してくるようである。公金の無駄である。これは、公文書の審査を統括する、政策法務課の文書審査担当から送られてきたものである。しかも、封筒のチェック欄には、2名のチェック印が押されていた。何をチェックしているのかと思う。

ところで、私にこれまで県から送られてきた手紙に関して、チェック欄の記載が一切ないものもあった。また、単に「チェック」の意味で、ボールペンで線らしきものが書かれているものもあり（県民課分）、本当にチェックをしているのか疑問が残る。

ある県職員に話すと、（我々には、庁内メールで何か送るときに、いつ、何時何分に、どこあてに文書を送ったか記録しておけと言う割に）「この印だけでは、誰がチェックしたのか、責任の所在が、何かあったときに、わからない」と言われていた。そのとおりだと思う。

最近県では、個人情報の漏洩などが多い。こういった、郵送時のミスも、個人情報漏洩につながりかねず、発送時のチェックの厳格化を求めたものである。あわせて、最近多い情報漏洩について、職員の意識を再徹底してほしい。

（付記）

この陳情は、要は、公文書発送時に封入漏れがあると、事務の二度手間になり、かつ、公金の無駄な支出を起すので、公文書発送時のチェックの厳格化をお願いするという趣旨の陳情である。しかし、先に、政策法務課に直接出向き、発送ミスを起こした政策法務課の課長補佐（文書審査担当）に見解を聞いたところ、信じられない回答があった。（もちろん、その会話の内容は、記録に残している。）すなわち、「封書の右下にあるチェック欄は、封入漏れをチェックするためのものではなく、（A宛ての文書をBに）別人に送っていないか（個人情報）のチェックをするためのものである」と。

あたかも、個人情報のチェックを抜かっていたわけではないので、チェック欄に押印がされていたのは大丈夫であるという、言い訳のようにも聞こえる答弁だった。しかし、封入漏れをすれば、公金の無駄な支出になるし、本来、検印というのは、適切な封入物（量・内容）が、適切な

人に対して送られているかを含め、チェックをした証であるというべきものである。

最近、個人情報の漏洩も、県庁では非常に多い。封入漏れは、例えば、その漏れた封入物が、別人あての封筒に紛れ込むことだってあり得るわけで、結局、個人情報漏洩にもつながりかねず、チェックの厳格化はやらなければならない、ぜひ陳情の採択をお願いします。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－49 (R6.11.20)	教 育	「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択について	
<p>▶陳情事項</p> <p>学校の働き方改革推進のため、次の事項を実施するよう国に求める意見書を採択すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部活動の地域移行をさらに進めること。 (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。 2 地方自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。 3 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。 4 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 			
<p>▶陳情理由</p> <p>今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた業種に労働基準法時間外労働上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）適用の教員については、上限を守らない状態が放置されている。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2024」では、中央教育審議会（中教審）「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。</p> <p>学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせない。</p> <p>国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求める。</p>			
<p>▶提出者</p> <p>鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志 鳥取県教職員組合 執行委員長 細砂 直</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-47 (R6.11.20)	福 祉 保 健	マイナ保険証の強制はせず、従来の保険証を残すよう国に求める意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 マイナ保険証の強制はせず、従来の保険証を残すよう求める意見書を国に提出すること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>政府は来月 12 月 2 日から、現行保険証の新規発行をストップしようとしている。しかし、マイナ保険証で「顔認証がうまくいかず、待たされた」、「資格確認できず、10 割負担を求められた」など、7 割の医療機関で様々なトラブルがあり、利用率は、未だ 14%未満である。特に、子育て世代、高齢者、障害者などからは「現行の保険証の方がずっと使いやすい。現行の保険証を残してほしい。」という声が上がっている。</p> <p>愛知県保険医協会の子育て世代へのアンケート調査（8 月 9 日、2,242 人回答）では、7 割が子どものマイナンバーカードを取得せず、取得していても半数が保険証に紐づけしていなかった。実に 97.7%が現行の保険証で受診していた。理由は、子どものマイナンバーカードの管理が大変、煩わしい、紛失による情報の流出が心配、という声や体調の悪い子どもを抱っこして顔認証やボタン押しなど、現行の保険証より手間が増えて大変、不測の事故の時、保険証の方が素早くできてよかった、などという声が寄せられている。高齢者や障害者にとっても、現行の保険証よりマイナ保険証の方が使いづらいのは明らかである。</p> <p>こうした声を受けて、マイナ保険証の登録をしていない人に対して、ほぼ保険証と同様の「資格確認書」が発行されることになった。はじめは申請した人だけとされていたが、のちに申請不要に変更になった。さらに、今年 9 月には、マイナ保険証を持っている 75 歳以上にも「資格確認書」を交付するとしている。事務の煩雑さからすべての人に「資格確認書」を送付する地方自治体も広がってきている。「資格確認書」を送るくらいなら、現行の保険証を残した方が良いのではという声上がるのは当然である。</p> <p>政府は、マイナンバーカードと保険証の一体化を推進してきた理由に、保険証の不正利用を挙げていたが、厚生労働省の担当者は 11 月 7 日、「不正利用の数の把握は難しい」と述べ、根拠がないことが明らかになっている。また、情報の一元化がメリットと言われているが、現在でも医療現場でお薬手帳などが普及し、患者本人が自分の医療情報を知ることは十分可能である。</p> <p>このまま、12 月 2 日に、現行の保険証が廃止されることになったら、命と健康に関わる問題が噴出し、混乱は必至である。</p>
<p>▶提出者 新日本婦人の会鳥取県本部 会長 岡本 裕子</p>

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－50 (R6.11.25)	福 祉 保 健	安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求める陳情	

▶陳情事項

令和6年能登半島地震の被災状況をふまえ、緊急時の安定ヨウ素剤受け取りの負担を減らすために、原発から5km圏内の地域（予防的防護措置を準備する区域：以下「PAZ」とする。）と同様に、5～30km圏内の地域（緊急防護措置を準備する区域：以下「UPZ」とする。）についても、積極的な事前配布が有効であると考えられる。PAZと同様にUPZの事前配布率を上げるために、新潟方式の導入検討を求める。

▶陳情理由

令和6年能登半島地震により、志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の範囲で被害が広がった。原発稼働中に大地震と事故が重なった場合、PAZの住民と同様にUPZの住民も過酷な状況に置かれる可能性があることが分かった。最悪の事態に備え、避難計画の実効性を確保するために、安定ヨウ素剤の事前配布が有効であると考えられる。

原発事故が起きた場合、様々な放射性物質が放出されるため、被ばくのリスクが高まる。特に影響を受けやすい乳幼児・子どもたちの場合、放射性ヨウ素に被ばくすると、甲状腺がんになる可能性が高まる。安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の被ばくを低減する働きがある。

原子力規制庁が作成した「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（令和3年7月21日一部改正）によると、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素に被ばくする24時間前までに服用することにより、予防又は低減することが出来るとされている。そのため、事前配布により手元に持っている方が、どのような事態にも素早く対応して適切なタイミングで服用できると考えられる。

現在、島根原発のPAZでは、個別に配布会の申し込み用紙を郵送することにより43.3%の配布率となっている（令和5年度末）。ところが、UPZでは、このような個別の通知はなく、職員の方々の努力にもかかわらず事前配布率は非常に低いままである。

UPZでも積極的に事前配布をしている地方自治体として、新潟県の例が参考になる。新潟県では、令和4年からPAZとUPZの区別をなくして、40歳未満の方全員に安定ヨウ素剤の事前配布の通知を送付している。UPZを加えた理由は、記録的な大雪などといった地域性から、緊急時の安定ヨウ素剤の受け取りが大変負担になると考えた結果だと聞いている。大雪などの理由は、山陰地方でも考慮すべき点だと思う。さらに、大地震との複合災害の場合、道路や家屋が被災する可能性を考えれば、受け取りの負担を減らすことは大変重要な視点である。

新潟県では、安定ヨウ素剤の受け取り方法として、従来からの「説明会会場」、「薬局」に加えて「郵送での受け取り」ができるようになった。郵送での受け取り方法は、QRコードでオンライン申請を行い、ビデオを視聴した後、問診票をメールで送付し、担当課で確認した後に安定ヨウ素剤を郵送するという仕組みである。新潟県担当課への聞き取りによると、この郵送での受け取りにより配布率が高まり、40歳未満の人口のうち、UPZでは2年間で約40～50%の配布率となっているそうである。事前に安定ヨウ素剤についての丁寧な説明を聞き、手元に置くことによって、防災意識を高めることができる。乳幼児や子どもたちの生命・健康を守るために、地方自治体として、より積極的な安定ヨウ素剤の事

前配布の方法を検討していただきたい。

▶**提 出 者**

原子力防災を考える県民の会 代表 山中 幸子

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-46 (R6.10.21)	地 域	総合事務所の所掌業務とユニバーサルサービスの維持について	

▶陳情事項

ユニバーサルサービスの考え方に立って、どこに住んでいても、住民が、行政手続き等を等しく受けられる環境の構築・維持について、執行部に求めること。

▶陳情理由

私は、令和6年8月6日付けで行政文書の開示請求をしたところ、条例の規定により、9月9日付けで、補正命令がやってきた。そして、その備考欄には、「補正書の提出先は、上記「担当」欄のとおりです。上記担当課以外の窓口では、そもそも補正書の受付業務を行っていませんので、注意してください。」として、総合事務所ではあたかもこの補正書を提出できないような記述があった。

しかし、これまでこのような記述はなかったし、総合事務所でも書類を受け付けていた。情報公開請求をする際の提出先は、インターネット申請のほか、各総合事務所などでも受け付けている。仮に、私がこの補正命令を蹴り、期間内に補正せず、開示請求が却下されたとする。補正命令の記載事項をもとに、補正内容を正したものを、再度総合事務所などに出し直せば、結局一緒なのである。

そもそも、総合事務所には、どんな意味があるのだろうか。私は、ユニバーサルサービス、すなわち、県内どこに住んでいても、等しく行政サービスが提供されるため、設置されたものと理解している。地方機関とは、そういうものだと思う。

県に、ユニバーサルサービスの重要性について、メールで問い合わせを行ったところ、「どこに住んでいても、住民が、行政手続きを等しく受けられる環境は重要」というのは仰るとおり」という返答があった。

また、例えば中部総合事務所中部振興課の所掌業務について、ホームページの記載を確認したところ、調整担当の業務として、「中部地震復興支援、防災対策、地方創生、令和新時代創造県民運動推進、NPO法人認証、総合相談、人権に関する相談、公聴活動、情報公開制度、個人情報保護制度、行政手続制度、同和対策、総合芸術文化祭 ほか」と記載があった。例えば、情報公開請求における補正命令は、このうちの「情報公開制度」に関する申請、個人情報開示請求については、「個人情報保護制度」に関する申請、審査請求は、この中の「行政手続き」そのものだと思うのである。補正命令は、情報公開条例に規定された手続きであり、情報公開請求はできるけれど、補正命令はできないのであれば、結局開示決定にたどり着けなくなる。

については、ユニバーサルサービスの考え方に立って、どこに住んでいても、住民が、行政手続きを等しく受けられる環境の構築・維持について、執行部に求めることをお願いしたく、本件陳情を提起するものである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－48 (R6.11.20)	地 域	選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを国に求める意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを国に求める意見書を提出すること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは、間接的な女性差別である。通称使用の拡大では、根本的解決にならない。</p> <p>女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告している。選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び「2年以内に実施状況の報告を」と強く求めている。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は、自ら批准した国際人権条約実施の意思を厳しく問われているといえる。</p> <p>法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申している。最高裁判所は、2015年及び2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしたが、制度のあり方は国民の判断、国会に委ねるべきとした。最近の世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっている。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々に採択されている。2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表した。</p> <p>総選挙の争点にもなり、衆議院議員選挙を経て、国会状況は大きく変化し、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっている。同制度をただちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任と考える。</p> <p>鳥取県議会においても、選択的夫婦別姓をただちに導入するよう求める意見書を国に提出していただきたい。</p>			
<p>▶提出者 新日本婦人の会鳥取県本部 会長 岡本 裕子</p>			